村山市監査委員公告第18号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条 第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

平成 30 年 10 月 4 日

村山市監査委員 古瀬忠昭

村山市監査委員 佐藤昌昭

記

- 監査の対象 財政課
- 監査の期間
 平成30年9月27日から平成30年10月4日
- 3. 監査の範囲

平成29年9月1日から平成30年8月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況

4. 監査の方法

村山市監査委員条例第3条の規定により通知し、監査資料の提出を求め、財務関係諸帳簿など関係書類について審査を行うとともに、平成30年9月27日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

5. 監査の結果 次のとおり一部に改善を要する事項が見受けられたので、適切な 措置を講じられたい。

【注意事項】

契約書の取り交わしについて

普通財産(土地)賃貸借・使用貸借契約を締結するに当たっては、「契約書」を甲(市)・乙(使用者)2部作成し、各自記名押印のうえ取り交わし、その1通を市側で保管することとされているにもかかわらず、平成30年4月1日付の契約案件に係る契約書について、未だ契約の相手先から徴しておらず、当該契約書が保管されていない案件が見受けられた。

取り交わしの文書に返信期限を設ける等し、その後返信されているか確認をするよう事務改善を図られたい。